

東大阪市上下水道局下水道部電子入札運用基準

平成 25 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第下 9 号

1 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この基準は東大阪市上下水道局下水道部（以下「下水道部」という。）が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令その他の関係法令及び東大阪市上下水道局下水道契約規程に定めるものほか、必要な事項を定める。

(2) 適用範囲

この基準は、あらかじめ下水道部が公告又は公表（以下、「公告等」という。）する建設工事のうち、電子入札で行うものとして指定した発注案件に適用する。

2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 東大阪市電子入札システム

本市が発注する入札業務のうち下水道事業に係るものを執行するための情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）（以下、「システム」という。）。

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理を用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札。

(3) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札。

(4) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 I C カード。

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書。

(6) 入札参加者

1 (2) に規定する案件に対し、入札に参加しようとする者。

3 電子入札による発注案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

1 (2) に規定する案件は、3 (2) に該当する場合を除き、電子入札により行うものとする。この場合、全ての入札参加者がシステムによって電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

(2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ・システム上の障害等により、長時間にわたり使用不可となった場合。

4 公告等における電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の公告等を行う際には、その旨を明示する。

5 発注案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

ア 入札書等の受付は、あらかじめ設定した日をもってシステムによって締切ることとし、その後は入札書等を受付けない。

イ 入札書等の受付を開始又は終了する日時は、公告等の際に記載するものとする。

ウ 受付けされた入札書を開札する日時は、公告等の際に記載するものとする。

(2) 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格は、消費税相当額を除く金額とする。

(3) 入札要領等のファイル形式

システムに登録する入札要領及び発注図書等電子ファイル形式は、入札参加者等により書換えのできないよう、原則として Adobe Acrobat で作成した PDF ファイルとする。

但し、入札参加者が添付資料として提出できるようにする場合の電子ファイルの形

式は、この限りではない。

(4) 公告等の日以降における発注案件登録情報の修正及び手順

公告等の日以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

ア 修正が必要な入札案件には参加できないよう、入札締切予定日時及び開札予定日時等の変更を行い、入札参加者にシステムを使用して通知する。

イ 修正が必要となった入札案件は、新規発注案件として登録する。

6 発注案件内容に対する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないよう明示し、回答については東大阪市電子入札情報のホームページにおいて提供するものとする。

なお、質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載があるときは、回答をしないものとする。

7 連絡事項確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムにより情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

8 入札書等の提出

(1) 入札参加資格の事前審査

申請締め切り後に行う入札参加資格の事前審査については、申請者が入力した情報を対象に、システムによる自動審査及び画面目視により行うものとし、その結果が記載された入札参加確認通知をシステムにより行うものとする。

(2) 添付書類等の提出

入札書等の提出の際に求める添付書類は、システムにより提出させるものとし、入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。その際、ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用してはならない。

なお、電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word95 以降のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel95 以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 以降のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

(3) ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

又、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

(4) 入札書等未到達の取扱い

入札締切予定日時に入札書等がシステムに到達していない場合は、入札参加の意思がなかったものとみなす。

(5) 入札書等提出後の辞退等

システムにより提出された入札書等は、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

9 開札

開札は、開札予定日時以降にシステムにより速やかに行う。

10 開札後の処理等について

(1) 入札状況の公開

開札後は速やかに入札状況の公開を行うものとする。

但し、低入札価格調査を実施する場合及び入札結果において何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合等により当該入札に関して調査を行う場合は除く。

(2) 入札金額内訳書の確認

落札候補者の入札金額内訳書を確認するものとする。

(3) 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。た

だし、低入札価格調査制度を適用して実施する競争入札においては、有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者（調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査を実施し、承認された者）を落札候補者とする。

この場合において、最低応札業者が複数あるときは、システムによる電子くじにより落札候補者を決定する。

ア 入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒=くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

イ くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1.2.3……と到達番号を割り当てる。

ウ 次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者のアの数の和／くじ対象者数

エ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値とイの到達番号が一致した者が落札候補者となる。

（4）落札候補者に対する事後審査

落札候補者について、事後審査に必要な書類の提出を求め、入札参加資格について審査確認を行う。その結果、入札参加資格を有すると認めた場合は、当該落札候補者を落札者とし、入札参加資格を有すると認められない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について順次入札参加資格の審査を行うものとする。

1.1 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）

（1）電子入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加できる者は、東大阪市の入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、システムにＩＣカード登録（利用者登録）をしている者とする。

なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであることとする。

ア 入札参加有資格者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）。

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について、入札参加有資格者名簿の有効期間を通じた委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）。

（2）ＩＣカードの登録審査

ＩＣカードの登録審査は次のとおり行う。

ア ＩＣカードの登録審査はシステムにより行う。

- イ 入札参加者は1者あたり複数枚のICカード登録を行うことができるものとする。
- ウ ICカード登録審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

(3) ICカードが失効した場合の取扱い

11(1)により電子入札に参加することができるICカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ICカードによる電子入札への参加を認めないものとする。

但し、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

(4) 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるICカードは、11(1)に規定する利用者登録をした代表構成員の会社に属する者のICカードとする。

又、特定JVの行った入札にあっては、当該特定JVの協定書の写しを提出させるものとする。

(5) ICカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報(連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等)については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

1.2 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。又、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱(平成31年東大阪市上下水道局内規第共15号)に規定する措置要件に該当する場合は、入札参加停止措置を講じ、併せて、その他契約実務上、相当の措置を講じることとする。

<ICカードを不正に使用した場合の例示>

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、不正に変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合。
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

1.3 システム障害時等の取扱い

発注者側におけるシステム障害が発生し、障害の復旧が見込めない場合は電子入札を中止し紙入札へ変更することとし、復旧が見込める場合は入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うこととする。

なお、発注者側以外におけるシステム障害が発生し、電子入札に参加できない場合は、入札参加の意思がなかったものとみなす。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日東大阪市上下水道局内規第下9号）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月1日東大阪市上下水道局内規第下13号）

この基準は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日東大阪市上下水道局内規第下2号）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日東大阪市上下水道局内規第下9号）

この内規は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日東大阪市上下水道局内規第下15号）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日東大阪市上下水道局内規第下10号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。